

# 福田南地域包括支援センター（介護予防支援および介護予防ケアマネジメント） 運営規程

## （事業の目的）

第1条 大和市が設置し、社会福祉法人敬愛会が受託運営する福田南地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

- 第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
  - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

## （センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 福田南地域包括支援センター
- ② 所在地 大和市福田1551番地

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）  
管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- ② 担当職員  
保健師（地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師） 1名以上（常勤）  
主任介護支援専門員または介護支援専門員（管理者兼務） 1名以上（常勤）  
社会福祉士 1名以上（常勤）  
担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日までとする。  
ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- ① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（大和市規則）に従って実施。
- ② 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は利用者居宅とする。
- ③ サービス担当者会議について
  - 1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は利用者居宅とする。
  - 2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- ④ 担当職員による居宅訪問頻度等
  - 1) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
  - 2) サービスの評価期間が終了する月
  - 3) 利用者の状況に著しい変化があったとき  
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- ⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(緊急時の対応方法)

第7条 サービス提供時に利用者が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や医療機関への連絡措置などを講じる。

(災害関係)

第8条 非常災害に備える具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、救出その他必要な訓練を年に2回行う。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
  - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
  - ③ 従事者に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

(苦情相談窓口)

第10条 敬愛会の介護予防および介護予防マネジメントに関するご相談・苦情および介護予防

サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承る。

担当 敬愛会 事務局 電話 046-267-1210

地域包括支援センターセンター長 電話 046-269-9001

2 敬愛会以外では大和市および神奈川県国民健康保険連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができる。

担当 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談窓口

電話 045-329-3447

担当 大和市介護保険課 電話 046-260-5170

担当 大和市人生100年推進課 電話 046-260-5611

(指定介護予防支援の利用料その他の費用の額等)

第11条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

2 第8条の通常事業の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、別表1に定める額を徴収する。

(通常の実施地域)

第12条 通常の実施地域は、大和市 福田(1～8丁目、2339～2617、5506～5696の地番を除く)、渋谷、代官、とする。

(事故発生時の対応)

第13条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第14条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年1回

2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は大和市、社会福祉法人敬愛会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

平成18年4月1日施行

平成19年4月1日改正

平成20年11月1日改正

平成21年6月1日改正

平成 25 年 1 月 1 日改正  
平成 25 年 10 月 1 日改正  
平成 26 年 4 月 1 日改正  
平成 27 年 4 月 1 日改正  
平成 28 年 4 月 1 日改正  
平成 29 年 4 月 1 日改正  
令和 4 年 1 月 1 日改正

表 1 (本人負担について)

金 額	無 料 (介護保険法定代理 受領サービス)
交通費	公共交通機関を利用した場合 往復にかかる実費相当額 (小田急高座渋谷駅を起点とします) 本事業所の公用車を使用した場合 サービス実施地域を超えた地点から片道 1 kmあたり 10 円。 ※通常の事業の実施地域に係る部分については徴収しない。